

1. はじめに：建国の父たち（Founding Fathers）

There is nothing more common than to confound the terms of the American revolution with those of the late American war. The American war is over; but this is far from being the case with the American revolution. On the contrary, nothing but the first act of the great drama is closed. It remains yet to establish and perfect our new forms of government; and to prepare the principles, morals, and manners of our citizens, for these forms of government, after they are established and brought to perfection.

アメリカ革命と先の独立戦争を混同することほどよくあることはない。独立戦争は終結した。しかし、アメリカ革命はそれとはほど遠い。反対に、偉大なるドラマの第一幕が閉幕したに過ぎない。われわれの新たな政体を創設し、完成させること、さらにその後備えて、われらの市民に原理、モラル、マナーを身に着けさせることが未だ残されている¹。

◆トマス・ジェファソン

- ・ヴァージニア州出身、農園経営者、弁護士、初代国務長官、第3代大統領
- ・「ジェファソンは哲学者にして政治家、貴族主義者にして民主主義者、世界市民的アメリカ人であったというように、不可解な矛盾の連続」²
- ・20代でヴァージニア植民地議会に参加、33歳でアメリカ独立宣言を起草
- ・リパブリカン（共和派）であり、農業共和国主義

◆アレクサンダー・ハミルトン

- ・西インド諸島ネヴィス出身、私生児、ニューヨーク州の現コロンビア大学で学ぶ
- ・22歳でワシントンの副官として独立戦争に参加、合衆国憲法の起草者
- ・初代財務長官、フェデラリスト（連邦派）であり、商業の興隆に尽力

2. 革命後のアメリカ社会：「危機の時代」³

- ・莫大な戦費：戦時公債の償還、大陸軍将兵への報酬の支払い
- ・退役軍人シェイズの反乱（1786年）：戦後不況に対する重課税への農民反乱
- ・イギリス軍はカナダに駐留、スペインはルイジアナとフロリダを植民地支配

¹ Benjamin Rush: Address to the People of the United States, *American Museum*, January 1787

² 明石紀雄『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念：アメリカ合衆国建国史序説』ミネルヴァ書房, 1993年, 3頁

³ 中野勝郎『アレグザンダー・ハミルトンと共和政：連邦体制確立過程の一側面』博士論文, 東京大学, 1991年, 2頁

- ・イギリスに貿易制限（特に西インド諸島）されながらも、輸出入を依存
 - ・ジェファソン「合衆国の外国との通商における特権と製薬に関する報告」（1793年）
イギリス：輸入額 9,363,416 ドル 輸出額 15,285,528 ドル
フランス：輸入額 4,698,735 ドル 輸出額 2,068,428 ドル
スペイン：輸入額 2,005,907 ドル 輸出額 335,110 ドル
- ⇨共和派の楽観主義：アメリカはイギリスにとっての必需品を輸出しているが、イギリスからは奢侈品を輸入しているにすぎない

◆州レベルでは処理できないため、連合規約を改正して中央政府の強化を図る

3. ハミルトンの政治改革

◆ジェームズ・マディソン（第4代大統領）、ジョン・ジェイ（ニューヨーク州憲法起草者）と共に「パブリウス」と署名し、『ザ・フェデラリスト』（*The Federalist Papers*）の新聞連載を開始（1787—1788年）

- ・「諸外国の例を含め、本書以外の憲法コメンタリーはすべて、学者の書齋で書かれ、法理論を整然と展開しているのに比べ、本書は矛盾と繰り返しを含み、論争的である。それだけに人間の愛憎、利害得失感覚の機微にふれ、その認識の上に市民政府のあるべき姿を当時の最大の政治知識を駆使して論じている。それだけに人間的であり万人に説得的である」⁴

◆州間の均衡を保ちながら連邦政府に権力を集中し、かつ独裁を防ぐという難題

- ・1790年「公信用に関する報告書」：財務長官としての最初の取り組み
⇒連邦政府の借入能力を上げ、財政を安定化させたい
- ・公債所有者への「差別待遇」反対論＝平等返済 ⇨戦時公債の投機化
⇒債権者を平等に扱うことで、「国民」の観念を創出しようとした
⇒州債をも連邦政府が引き受けることで、州間の対立を防ぎ、中央集権化を企図
⇒州に代わり連邦政府が債務行政を担うことで、連邦政府が直接市民に関われる
- ・「この連邦に活力を与え、この連邦を保持したいと思うならば、連邦政府が、個々の市民に対してではなく、市民の集団としての各邦に対して立法するという無益なやり方を廃止しなければならない。そして、アメリカの個々の市民に対して、直接連邦政府の法律を及ぼすべきなのである」
- ・「人間性のもつ自然の傾向を歪めたり、ねじ曲げたりしてはならない」
⇒人間の徳に頼るのではなく、利益を調整することを重視 ⇨徳を重視する共和派
- ・1791年「製造工業に関する報告書」：通商立国的共和政

⁴ A.ハミルトン他著. 斎藤真. 武則忠見訳『ザ・フェデラリスト』, 福村書店, 1991年, 468頁

⇒農産物輸出不振による輸入超過、正貨流出、公信用の失墜を防ぐためには、国内市場の安定化が必要

⇒南部の農産物と北部の工業化による国内市場形成を企図

⇨18世紀のイギリスの政治思想において、通商は徳を墮落させ、共和制を解体に導くという観念が流通

⇒国内市場が活発になることで、「利益の緊密な関連性」が慣習として人々に受容され、遠隔地の対象にたいしても愛着を抱くことができる

◆「利益の共有意識」こそが徳に代わって「公的な秩序」をもたらす

⇒ハミルトンにとって、経済への「人為的」な介入が政治の本質である

4. ジェファソンが求めた自由の二重性

◆フランス革命の影響によるフランスとの関係悪化、政治逃亡者のアメリカ入国

・外人法・扇動法（1798年）：(1)「帰化法」(2)「外国人法」(3)「敵国人法」(4)「扇動法」

⇒(1)(2)(3)の該当者はなく、(4)により合衆国市民が25名逮捕、内10名が有罪

・第一次ケンタッキー決議（1798年）

⇒ジェファソンの草案を端緒とするケンタッキー州議会による外人法・扇動法の憲法違反、連邦政府の越権行為を主張

◎ジェファソンは、厳格解釈論の立場から憲法に明記されていない「内在した権限」を連邦政府は所有していないと批判

⇒ほぼ全ての州が外人法・扇動法は合憲と回答し、連邦議会の法律の審査権がないと認識

・第二次ケンタッキー決議（1799年）：

⇒ジェファソンとマディソンの共同草案、連邦政府が憲法によって認められている以外の権限を行使したとき各州はそのような行為を「無効であると宣する」権利を有すると主張

⇨フェデラリストはこれらの決議が採択されれば、連邦憲法が内実を失うことを危惧し、「内戦 civil war」の可能性を訴える

◆ジェファソンが第3代大統領に就任（1801年）

・「意見の相違は必ずしも原理の相違であるとは限りません。われわれは異なった名で呼び合ってきましたが、皆同じ原理を奉ずる同胞であります。われわれは、全員、共和派（Republicans）であり、連邦派（Federalists）であります」

◆フランスからルイジアナを1500万ドルで購入（1803年）

⇒領土が2倍になる

・共和派の世界観：西部への開拓農民の拡大を支持

⇒通商の拡大および人口の集住が避けられない以上、徳の培養のために領土はつねに拡大されねばならない＝社会の過度な都市化・文明化を防ぎたい

⇒ジェファソン「われわれの政府は、農本主義的であるかぎり、とりわけ、アメリカのいたるところに未使用の土地があるかぎり、有徳なままであるだろう」

⇒ハミルトンは、共同体のもつ共感のネットワーク（徳）は地域的かつ偏狭であり、州間や党派の対立を生むと認識

◆外国の領土を併合することは合憲かという問題

⇒ジェファソン自身が連邦憲法の拡大解釈を行う

「書かれた法を忠実に守ることは良き市民の大切な義務ではありますが、最大のものではありません。必要の原則、自己保存の法、危機にある祖国を救うことこそ、より高い義務であります。書かれた法に厳正に従うことは、生命・自由・財産のみならず、法そのものを失うことになるのであります。……愚かにも、方法のために目的を犠牲にすることになるのです」

◆出港禁法（1807—1809年）

・ナポレオン戦争の影響による英仏海軍のアメリカ商船の略奪と拿捕を防止

⇒イギリス海軍がアメリカ商船を強制的に立ち入り捜査し、イギリス人の乗組員が発見された場合それを徴用できるという考え

⇒イギリスに生まれた者は終生イギリス国籍にあるというのが通常のイギリス的認識

・ジェファソン「もし英仏両国の政策が改められないのであるならば、議会はその目的を達成するために必要ないかなる手段を制定化すべきであります」

⇒ヘンリー・B・リヴィングストン「法律に反対するだけでは、反逆罪にならない。さもなければ、法律を批判した者は、すべて合衆国に対して戦争を仕掛けたということになります」

・出港禁止法の廃止とジェファソンの大統領任期終了（1809年）

⇒出港禁止法の意義：平和的強制の方法が国際政治の場で試みられたこと

⇒英仏両国と同時に戦争を遂行することは、当時の合衆国には到底不可能だった

◆ジェファソンの政策

・外人法・扇動法の廃止と軍備の縮小を除き、前政権の政策を大きく転換することはなかった⇒合衆国銀行の存続、国債の平等返還、製造業と海外貿易の振興

⇒ハミルトンの政策

◆上村剛『アメリカ革命：独立戦争から憲法制定、民主主義の拡大まで』中央公論社、2024年